

4 「眺望景観」の階層的構造を把握する

- ・事業地と景観的に関わりの深い領域の特定に当たっては、事業地が眺められる対象あるいは眺める場所として眺望景観の構成要素になり得る範囲を把握することが必要となり、そのために、以下のような視認性解析を行う。
- ・事業地内の代表的地点又は全域を眺望点とした可視領域解析等を行い、事業地が周辺のどのエリアや方向から見られやすいのかを解析し、事業地との視覚的關係が想定される領域を概略把握する。その際、事業地が眺望景観の中で近景、中景、遠景のどこに位置するかによって対象領域を区分することができる。
- ・事業地の位置及び範囲から、事業地が眺望景観の近景域を構成しており、事業地内の物理的変化が眺望景観の構成に大きく関わるのが想定される領域を把握する。
- ・視認解析結果から事業地が概ね中景域に含まれ、事業地内の物理的変化が視覚的变化に関わるのが想定される領域を把握する。
- ・環境影響評価において「眺望景観」を対象とする場合、事業による視覚的变化が問題となることから、一般的には上記のように中景域以内を対象領域となるが、事業により 100m を越えるような大規模な工作物が出現するような場合や、眺望対象となる景観資源の規模が大きく遠景域にも特定の眺望点が存在するような場合には遠景域にまで対象領域を広げる必要がある。
- ・地域概況調査の実施範囲が上記の領域を包含し、かつ、骨格となる基盤構造を把握する上で適当な広がりを持っているかを確認する。
なお、上記の結果から、実施範囲が不十分であると確認された場合には、適切な領域まで地域概況調査範囲を拡大し、当該範囲内についても1～3の手順で情報を追加的に整備する。
- ・上記の解析結果を踏まえて、事業地を中心とする眺望景観の階層構造を把握し、その中に含まれる景観資源、眺望点、事業地との相互の關係性について現地の概略踏査、地形図情報等に基づいて把握する。

※ 近景、中景、遠景の距離区分についての定説はないが、既存の研究例等では、近景：500m以内、中景：5km以内、遠景：気象視程の年間平均値以内（最も近い気象官署データ）が一つの目安となる。

5 主要な「景観資源」「眺望点」「眺望景観」を抽出する

- ・資料調査、専門家等へのヒアリング、概略踏査から抽出された「景観資源」「眺望点」に関する情報と先に行った1～4の解析結果を踏まえ、以下の観点に照らして当該地域において主要な「景観資源」「眺望点」「眺望景観」として捉えるべき要素を抽出するとともに、その特性を把握する。
- ・要素の抽出に当たっては、環境保全関連の法令等に指定されているもの、既存の公的調査等によって価値判断がなされているもの、統計的データが存在するもの等の中から抽出するだけでなく、先に述べた調査・解析結果から、以下の観点に照らしてできる限り幅広く抽出する。
 - 1 多くの人々が美しいと感じ、鑑賞の対象となっている要素
 - 2 他にはない傑出した個性や特徴を有する要素
 - 3 自然的な要素の占める割合が高い要素
 - 4 地域の視覚的印象を特徴づける要素や、主要な目印や目標となるランドマークと位置付けられる要素
 - 5 地域を区切るあるいは軸線となる景観構成上のエッジ^{*1}やパス^{*2}と位置付けられる要素
 - 6 不特定多数の人々が訪れる利用性・公共性の高い要素
 - 7 眺望の広がりがある場所あるいは多くの場所から見られやすい要素
 - 8 地域の歴史・文化を現在及び将来に視覚的に継承し得る要素
 - 9 地域住民に広く親しまれている要素
 - 10 多くの地域住民が快適と感じる視覚的要素
 - 11 事業地と景観的に関わりの深い要素
- ・特性把握に当たっては、抽出された「景観資源」に対しては眺めることのできる場所について、「眺望点」に対しては眺められる対象について、それぞれ概略把握し、双方が見る見られるという特定の関連にある場合には、その眺望点から眺めた景観資源の眺望を主要な「眺望景観」として、関係性を明らかにする。

注1 エッジとは一般的には境界を意味し、容易に通り返けることはできない障壁となるものであり、エッジによって仕切られた内部空間領域は可視性が高く連続性があることから、エッジは景観的にまとまりのある区域を認識する上で重要な要素となる。自然景観においては連続した山並みや丘陵が強いエッジとして機能している。

2 パスとは人が通るあるいは通る可能性のある道筋のことであり、一般的には道路を意味するが、歩道や鉄道等も対象となる。このような場所は、視点の移動経路となるため連続的に変化する景観のイメージを支配する重要な要素となる。

なお、以下に「今治新都市第1地区土地地区画整理事業に係る環境影響評価書 平成12年4月 愛媛県」における「景観」の地域概況調査の事例を示す。

(例)

3. 人と自然との触れ合い活動の状況

(1) 景観

1) 景観特性

事業計画区域が位置する今治市の景観は、標高200m程度の山地部及びそれを取り巻く丘陵部、それに田畑が広がる平野部、市街地と来島海峡や燧灘に面した海岸部により構成されている。

今治市における景観主要眺望地点は、表3-1-3-1及び図3-1-3-1に示す5地点があげられ、ともに眺望地として整備されている地域である。

また、事業計画区域は、標高約100mの丘陵部に位置し、果樹園もしくは二次林に覆われ、周辺には田畑が広がる農村的景観の地域にある。

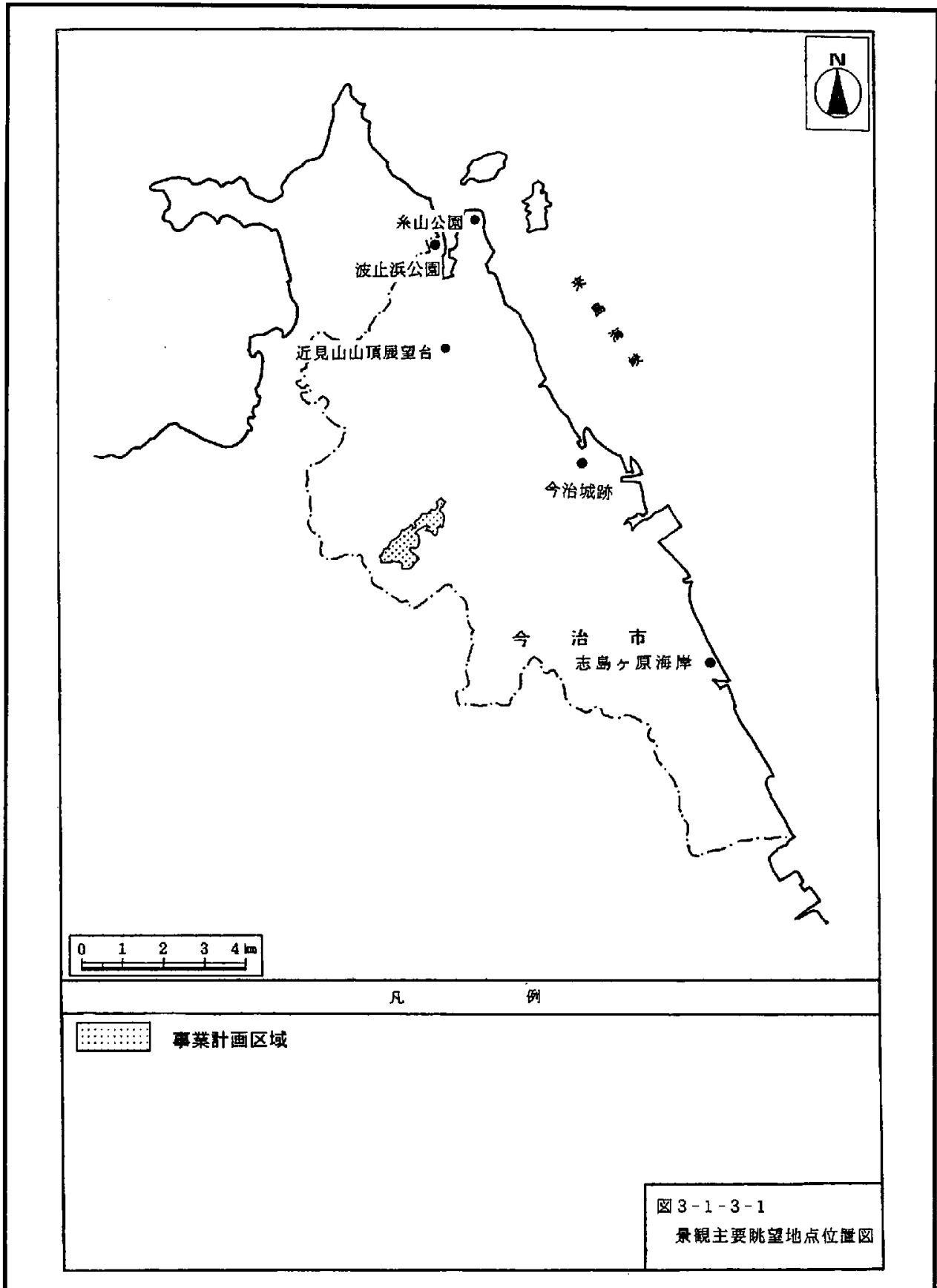
表3-1-3-1 景観主要眺望地点

No.	眺 望 地 点	選 定 基 準
1	波止浜公園	市域最北部に位置し、紺碧の海とマツをのせた小島の調和が見事な景勝の地である。また、サクラの名所としても知られている。
2	糸山公園	市域最北部に位置する標高97mの糸山山上にある。来島海峡を含む瀬戸内海国立公園を一望できる。
3	近見山山頂展望台	市域北部に位置する標高243.7mの近見山山頂にあり、瀬戸内海及び今治市の平野部が眺望できる。なお、近見山は瀬戸内海国立公園区域に含まれる。
4	今治城跡	今治港に近い市街地の中にある。城跡は吹揚公園として整備され、また、昭和55年には天守閣が復元された。天守閣からは、来島海峡を含む瀬戸内海国立公園や今治市の平野部が眺望できる。
5	志島ヶ原海岸	(社)日本の松の緑を守る会が選定した「白砂青松100選」にも選ばれた市域南部の燧灘に面した海岸には、防風林として昔から地元住民の手で大切に育てられたマツが数万本あり、そのうち約3千本は美しい樹姿の老木である。

出典：「郷土資料事典 愛媛県・観光と旅」(人文社)
「全国観光情報ファイル 四国」(社団法人 日本観光協会)
「白砂青松100選」(社団法人 日本の松の緑を守る会)
より作成

資料：今治新都市第1地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書 平成12年4月 愛媛県

(例)



資料：今治新都市第1地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書 平成12年4月 愛媛県